

報告第6号 専決処分した事件の報告について（霧島市国民健康保険税条例（平成17年霧島市条例第73号）の一部を改正する条例の専決処分について）

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～18 略</p> <p><u>（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免）</u></p> <p>19 <u>令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている国民健康保険税（被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている国民健康保険税であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第27条第1項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</u></p> <p><u>(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）により、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。</u></p> <p><u>(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア、イ及びウに該当すること。</u></p> <p><u>ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。</u></p> <p><u>イ 世帯の生計を主として維持する者の前年の法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）の合計額が1,000万円以下であること。</u></p> <p><u>ウ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～18 略</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>

20 前項の場合における第27条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、市長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

(新設)

報告第7号 専決処分した事件の報告について（霧島市介護保険条例（平成17年霧島市条例第165号）の一部を改正する条例の専決処分について）

改正後	改正前
<p>(保険料の徴収猶予)</p> <p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては_____、その納付することができないと認められる金額を限度として、<u>その者の申請に基づき、1年以内の期間を限って徴収猶予することができる。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>1～7 略</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</u></p> <p>8 <u>令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第11条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</u></p> <p><u>(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。</u></p>	<p>(保険料の徴収猶予)</p> <p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、<u>納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月</u> _____以内の期間を限って徴収猶予することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>1～7 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

<p>(2) <u>新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。</u></p> <p><u>ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。</u></p> <p><u>イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。</u></p> <p>9 <u>前項の場合における第11条第2項の規定の適用については、同項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項（第4号を除く。）」と、「。ただし、前項第1号の災害を受けた者については、災害発生後60日以内の提出とする」とあるのは、「。ただし、市長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができるものとする」とする。</u></p>	<p>(新設)</p>
---	-------------

議案第32号 霧島市税条例（平成17年霧島市条例第71号）の一部改正について  
第1条による改正

改正後	改正前
<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 略</p> <p>2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。<u>ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。</u></p> <p>表 略</p> <p>3 略</p> <p>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ（<u>同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。</u>）の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重</p>	<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 略</p> <p>2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。__</p> <hr/> <p>表 略</p> <p>3 略</p> <p>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ____の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重</p>

改正後	改正前
<p>量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5～10 略</p> <p>附 則 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<b>第61条又は第62条</b>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<b>第61条若しくは第62条</b>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2～26 略</p> <p><b>27 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。</b> (軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から<b>令和3年3月31日</b>までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(個人の市民税の税率の特例等)</p> <p>第23条 略</p> <p><b>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)</b></p> <p><b>第24条 第9条第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について、第9条第8項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第9項第4号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。</b></p> <p><b>2 第10条第1項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権について、第10条第2項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第7号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。</b></p>	<p>量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5～10 略</p> <p>附 則 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで_____の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで_____」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2～26 略</p> <p><b>(新設)</b> (軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から<b>令和2年9月30日</b>までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(個人の市民税の税率の特例等)</p> <p>第23条 略</p> <p><b>(新設)</b> <b>(新設)</b></p> <p><b>(新設)</b></p>

## 第2条による改正

改正後	改正前
(個人の市民税の非課税の範囲)	(個人の市民税の非課税の範囲)

改正後	改正前
<p><b>第24条</b> 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は<b>ひとり親</b>（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 略 （所得控除）</p> <p><b>第34条の2</b> 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から<b>第11項</b>までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、<b>寡婦控除額、ひとり親控除額</b>、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、<b>第6項</b>及び<b>第11項</b>の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>（市民税の申告）</p> <p><b>第36条の2</b> 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法<b>第314条の2第4項</b>に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に</p>	<p><b>第24条</b> 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は<b>寡夫</b>（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 略 （所得控除）</p> <p><b>第34条の2</b> 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から<b>第12項</b>までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、<b>寡婦（寡夫）控除額</b>、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、<b>第7項</b>及び<b>第12項</b>の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>（市民税の申告）</p> <p><b>第36条の2</b> 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法<b>第314条の2第5項</b>に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に</p>



改正後	改正前
<p>5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。</p>	<p>5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。</p>
<p>2 略 (読替規定)</p>	<p>2 略 (読替規定)</p>
<p><b>第10条</b> 法附則第15条から第15条の3の2まで、<b>第63条又は第64条</b>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<b>第63条若しくは第64条</b>」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>	<p><b>第10条</b> 法附則第15条から第15条の3の2まで、<b>第61条又は第62条</b>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<b>第61条若しくは第62条</b>」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>
<p><b>第10条の2</b> 略 2～26 略</p>	<p><b>第10条の2</b> 略 2～26 略</p>
<p>27 <b>法附則第64条</b>に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。 (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p>	<p>27 <b>法附則第62条</b>に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。 (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p>
<p><b>第17条</b> 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<b>第35条の3第1項</b>又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</p>	<p><b>第17条</b> 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項_____又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</p>
<p>2・3 略 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p>	<p>2・3 略 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p>
<p><b>第17条の2</b> 略 2 略 3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者</p>	<p><b>第17条の2</b> 略 2 略 3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者</p>

改正後	改正前
<p>が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)</p> <p><b>第24条 略</b></p> <p>(<u>新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例</u>)</p> <p><b>第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。</b></p> <p>(<u>新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例</u>)</p> <p><b>第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</b></p>	<p>が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)</p> <p><b>第24条 略</b></p> <p>(<u>新設</u>)</p> <p>(<u>新設</u>)</p> <p>(<u>新設</u>)</p>

### 第3条による改正

改正後	改正前
<p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（<u>法第321条の8第34項及び第35項の申告書</u>に係る部分を除く。）、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には_____、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、</p>	<p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（<u>法第321条の8第22項及び第23項の申告書</u>に係る部分を除く。）、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には_____、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、</p>



改正後	改正前
<p>年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 法第601条第3項若しくは第4項（これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。）、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定により徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(5) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項又は第31項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日</p> <p>(6) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第34項及び第35項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日 （年当たりの割合の基礎となる日数）</p> <p>第20条 前条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第52条第1項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項並びに第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、<sup>じゆん</sup> 閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。 （市民税の納税義務者等）</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業（以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。）を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。同号）において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第48条第9項から第16項までを除く。）の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。 （均等割の税率）</p> <p>第31条 略</p> <p>2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</p>	<p>年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 法第601条第3項若しくは第4項（これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。）、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定によって徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(5) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日</p> <p>(6) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日 （年当たりの割合の基礎となる日数）</p> <p>第20条 前条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第52条第1項及び第4項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項並びに第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、<sup>じゆん</sup> 閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。 （市民税の納税義務者等）</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業 を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第48条第10項から第12項までを除く。）の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。 （均等割の税率）</p> <p>第31条 略</p> <p>2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</p>

改正後		改正前	
法人の区分	税率	法人の区分	税率
<p>1 次に掲げる法人</p> <p>ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）</p> <p>イ 人格のない社団等</p> <p>ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）</p> <p>エ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。）</p> <p>オ 資本金等の額（<u>法第292条第1項第4号の2</u>に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの</p>	年額 50,000円	<p>1 次に掲げる法人</p> <p>ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）</p> <p>イ 人格のない社団等</p> <p>ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）</p> <p>エ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。）</p> <p>オ 資本金等の額（<u>法第292条第1項第4号の5</u>に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの</p>	年額 50,000円
2～9 略		2～9 略	
<p>3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間若しくは同項第2号の期間又は同項第3号</p> <p>_____の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。</p>		<p>3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、<u>同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号</u>の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。</p>	
4 略		4 略	

改正後	改正前
<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、<b>第31項、第34項及び第35項</b>の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、<b>第31項及び第35項</b>の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、<b>同条第34項</b>の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び<b>第2項後段</b>の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法<b>第66条の7第4項及び第10項</b>の規定の適用を受ける場合には、<b>法第321条の8第36項</b>及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3 内国法人が、租税特別措置法<b>第66条の9の3第3項及び第9項</b>の規定の適用を受ける場合には、<b>法第321条の8第37項</b>及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、<b>法第321条の8第38項</b>及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>5 <b>法第321条の8第34項</b>に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項<b>又は第31項</b>の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項<b>又は第31項</b>に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に<b>同条第34項</b>に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法<b>第321条の8第</b></p>	<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、<b>第4項、第19項、第22項及び第23項</b>の規定による申告書(第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、<b>第4項、第19項及び第23項</b>の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、<b>同条第22項</b>の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び<b>第3項</b>の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法<b>第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項</b>の規定の適用を受ける場合には、<b>法第321条の8第24項</b>及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3 内国法人が、租税特別措置法<b>第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項</b>の規定の適用を受ける場合には、<b>法第321条の8第25項</b>及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、<b>法第321条の8第26項</b>及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>5 <b>法第321条の8第22項</b>に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、<b>第4項又は第19項</b>の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、<b>第4項又は第19項</b>に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に<b>同条第22項</b>に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法<b>第321条の8第</b></p>

改正後	改正前
<p><b>35項</b>の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>7 第5項の場合において、<b>法第321条の8第34項</b>に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項<b>又は第31項</b>に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が<b>法第321条の11第1項又は第3項</b>の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。))によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(<b>法第321条の8第35項</b>の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間</p> <p>8 略</p> <p><u>(削る)</u></p>	<p><b>23項</b>の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>7 第5項の場合において、<b>法第321条の8第22項</b>に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、<b>第4項又は第19項</b>に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が<b>法第321条の11第1項又は第3項</b>の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。))によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(<b>法第321条の8第23項</b>の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間</p> <p>8 略</p> <p><b>9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。))がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第4項において同じ。))に限る。))については、<u>同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第4項において同じ。))の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第4項において同じ。))に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標</u></b></p>

改正後	改正前
<p>9 法第321条の8第52項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第52項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び<u>第11項</u>において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係系統用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（<u>第11項</u>において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10 略</p> <p>11 <u>第9項</u>の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</p> <p>12 <u>第9項</u>の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係系統用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法<u>第75条の5第2項</u>の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した<u>第9項</u>の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。</p> <p>13 略</p> <p>14 <u>第12項</u>の規定の適用を受けている内国法人は、<u>第9項</u>の申告につき<u>第12項</u>の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</p> <p>15 <u>第12項前段</u>の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第61項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の<u>第12項前段</u>の期間内に行う<u>第9項</u>の申告については、<u>第12項前段</u>の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16 <u>第12項後段</u>の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>第14項</u>の届出書の提出又は法人税法<u>第75条の5第3項若しくは第6項</u></p>	<p><u>準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。</u></p> <p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第42項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び<u>第12項</u>において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係系統用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（<u>第12項</u>において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>11 略</p> <p>12 <u>第10項</u>の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</p> <p>13 <u>第10項</u>の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係系統用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法<u>第75条の4第2項</u>の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した<u>第10項</u>の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。</p> <p>14 略</p> <p>15 <u>第13項</u>の規定の適用を受けている内国法人は、<u>第10項</u>の申告につき<u>第13項</u>の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</p> <p>16 <u>第13項前段</u>の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第51項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の<u>第13項前段</u>の期間内に行う<u>第10項</u>の申告については、<u>第13項前段</u>の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>17 <u>第13項後段</u>の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>第15項</u>の届出書の提出又は法人税法<u>第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する</u></p>

改正後	改正前
<p>_____の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の<b>第12項後段</b>の期間内に行う<b>第9項</b>の申告については、<b>第12項後段</b>の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。</p> <p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)</p> <p>第50条 略</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項<b>又は第31項</b>_____の納期限（<b>同条第35項</b>の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項<b>又は第2項</b>_____の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項<b>又は第31項</b>_____に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと_____による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があつたとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項<b>又は第31項</b>_____に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規</p>	<p><b>場合を含む。)</b>の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の<b>第13項後段</b>の期間内に行う<b>第10項</b>の申告については、<b>第13項後段</b>の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。</p> <p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)</p> <p>第50条 略</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、<b>第4項又は第19項</b>の納期限（<b>同条第23項</b>の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、<b>第2項又は第4項</b>の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、<b>第4項又は第19項</b>に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと<b>（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）</b>による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があつたとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、<b>第4項又は第19項</b>に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規</p>



改正後	改正前
<p>第94条 略</p> <p>2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が<u>1グラム</u>未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの<u>1本</u>に換算するものとする。</p> <p>表 略</p> <p>3～10 略</p> <p>附 則 (延滞金の割合等の特例)</p> <p>第3条の2 略</p> <p>2 当分の間、第52条第1項_____に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。</p>	<p>第94条 略</p> <p>2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が<u>0.7グラム</u>未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの<u>0.7本</u>に換算するものとする。</p> <p>表 略</p> <p>3～10 略</p> <p>附 則 (延滞金の割合等の特例)</p> <p>第3条の2 略</p> <p>2 当分の間、第52条第1項<u>及び第4項</u>に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。</p>

### 議案第33号 霧島市都市計画税条例（平成17年霧島市条例第72号）の一部改正について

#### 第1条による改正

改正後	改正前
<p>(納税義務者等)</p> <p>第2条 都市計画税は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条の規定により指定された都市計画区域のうち、同法第8条第1項第1号に規定する用途地域_____内 _____内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に課する。</p> <p>2～4 略</p> <p>附 則</p> <p>1～13 略</p> <p>14 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第</p>	<p>(納税義務者等)</p> <p>第2条 都市計画税は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条の規定により指定された都市計画区域のうち、同法第8条第1項第1号に規定する用途地域<u>及び建築物形態規制地域（都市計画区域内の用途地域の指定のない区域における容積率等の指定（平成16年鹿児島県告示第951号）の表2の項及び3の項で定める区域をいう。）</u>内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に課する。</p> <p>2～4 略</p> <p>附 則</p> <p>1～13 略</p> <p>14 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第</p>



改正後	改正前
33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、 <b>第47項若しくは第48項</b> 、第15条の2第2項、 <b>第15条の3又は第61項</b> の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで <b>若しくは第61条</b> 」とする。	33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで <b>若しくは第47項</b> 、第15条の2第2項 <b>又は第15条の3</b> の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで_____」とする。

## 第2条による改正

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～13 略</p> <p>14 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は<b>第63項</b>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは<b>第63条</b>」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1～13 略</p> <p>14 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は<b>第61項</b>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは<b>第61条</b>」とする。</p>

## 議案第34号 霧島手数料条例（平成17年霧島市条例第75号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>(徴収)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事項及びその金額は、次の各号に掲げる事務の区分により、当該各号に掲げる別表のとおりとする。</p> <p>(1) 次号に掲げる事務以外の事務 別表第1</p> <p>(2) 鹿児島県事務処理の特例に関する条例（平成12年鹿児島県条例第7号）に基づき処理する事務 別表第2</p> <p>2 2以上の事項を同一紙に証明するときは、1事項ごとに1件とする。</p> <p>3 同一の事項を2通以上証明するときは、各1通ごとに1件とする。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p>	<p>(徴収)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事項及びその金額は、次の各号に掲げる事務の区分により、当該各号に掲げる別表のとおりとする。</p> <p>(1) 次号に掲げる事務以外の事務 別表第1</p> <p>(2) 鹿児島県事務処理の特例に関する条例（平成12年鹿児島県条例第7号）に基づき処理する事務 別表第2</p> <p>2 2以上の事項を同一紙に証明するときは、1事項ごとに1件とする。</p> <p>3 同一の事項を2通以上証明するときは、各1通ごとに1件とする。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p>

手数料を徴収する事項	手数料の金額	手数料を徴収する事項	手数料の金額
1～16 略	略	1～16 略	略
(削る)	(削る)	17 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第7条第1項に規定する通知カードの再交付手数料(通知カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。)	1件につき 500円
17 略	略	18 略	略
18～88 略	略	19～89 略	略

議案第35号 霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例(平成17年霧島市条例第168号)の一部改正について

改正後			改正前		
別表(第8条関係)			別表(第8条関係)		
使用料等の種類		金額	使用料等の種類		金額
入院室差額使用料	1人室(A)	1日につき 3,600円	入院室差額使用料	1人室(A)	1日につき 3,600円
	1人室(B)	1日につき 3,000円		1人室(B)	1日につき 3,000円
	2人室	1人1日につき 1,600円		2人室	1人1日につき 1,600円
長期入院料	入院期間(厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養(平成18年厚生労働省告示第495号)第2条第7号に規定する別に厚生労働大臣が定める方法により計算した入院期間をいう。)が180日を超えた日以後の入院1日につき、点数表により算定した額に100分の15を乗じた額(その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)		長期入院料	入院期間が180日を超えた日以後の入院(厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養(平成18年厚生労働省告示第495号)第2条第7号に規定する入院をいう。)1日につき、点数表により算定した額に100分の15を乗じた額(その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)	
初診時選定療養費	初診(厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第2条第4号に規定する初診をいう。)1件につき 5,000円		非紹介患者初診加算料	1件につき2,300円	
			文書料	1通につき5,000円以内で市長が別に定める。	
			受託検査及び受託診断料	それぞれの診療行為について委託する者の採用する診療報酬点数表により算定した額の合計額	

再診時選定療養費	再診（厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第2条第5号に規定する再診をいう。）1件につき 2,500円		の7割相当額（1円未満の端数は切り捨てる。）
		その他施設等使用料	市長が別に定める額
文書料	1通につき5,000円以内で市長が別に定める。		
受託検査及び受託診断料	それぞれの診療行為について委託する者の採用する診療報酬点数表により算定した額の合計額の7割相当額（1円未満の端数は切り捨てる。）		
その他施設等使用料	市長が別に定める額		
備考 入院室差額使用料を徴すべき室に入院した場合でも、医療センターの長の特別な指示によるときは、入院室差額使用料は徴しない。		備考 入院室差額使用料を徴すべき室に入院した場合でも、医療センターの長の特別な指示によるときは、入院室差額使用料は徴しない。	

## 議案第36号 霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第277号）の一部改正について

改正後						改正前					
別表（第3条関係）						別表（第3条関係）					
名称	位置	構造	戸数	建設年度	備考	名称	位置	構造	戸数	建設年度	備考
(中略)						(中略)					
松木住宅	霧島市国分松木町29番 6、7、10、11号	木造平家建	1	昭和32		松木住宅	霧島市国分松木町29番 6、7、10、11号	木造平家建	2	昭和32	
(中略)						霧島市国分松木町29番 5、8、9、12号					
(中略)						(中略)					
今村住宅	霧島市横川町中ノ4810番 地	木造平家建	4	昭和33		今村住宅	霧島市横川町中ノ4810番 地	木造平家建	4	昭和33	
	霧島市横川町中ノ4810番 地	簡易耐火構造 平家建	7	昭和48			霧島市横川町中ノ4810番 地	簡易耐火構造 平家建	12	昭和48	
(中略)						(中略)					
丸岡住宅	霧島市横川町上ノ3199番 地	簡易耐火構造 平家建	4	昭和48		丸岡住宅	霧島市横川町上ノ3703番 地6	簡易耐火構造 平家建	2	昭和46	
(中略)						霧島市横川町上ノ3199番 地					
(中略)						(中略)					
真澄住宅	霧島市牧園町宿窪田2670 番地1	簡易耐火構造 平家建	4	昭和37		真澄住宅	霧島市牧園町宿窪田2654 番地	簡易耐火構造 平家建	4	昭和35	
	霧島市牧園町宿窪田2670 番地1	簡易耐火構造 平家建	4	昭和40			霧島市牧園町宿窪田2670 番地1	簡易耐火構造 平家建	4	昭和37	
(中略)						霧島市牧園町宿窪田2670 番地1					
(中略)						(中略)					
田原住宅	霧島市牧園町宿窪田614 番地	簡易耐火構造 平家建	10	昭和47		田原住宅	霧島市牧園町宿窪田614 番地	簡易耐火構造 平家建	10	昭和47	
	霧島市牧園町宿窪田614 番地	簡易耐火構造 平家建	9	昭和48			霧島市牧園町宿窪田614 番地	簡易耐火構造 平家建	12	昭和48	

	霧島市牧園町宿窪田614番地	簡易耐火構造 平家建	16	昭和49	
	霧島市牧園町宿窪田614番地	簡易耐火構造 平家建	5	昭和51	
(中略)					
大窪団地	霧島市霧島大窪1340番地	簡易耐火構造 平家建	12	昭和40	
	霧島市霧島大窪1340番地	簡易耐火構造 平家建	4	昭和44	
(中略)					
新川6住宅地	霧島市隼人町住吉596番地	木造平家建	2	昭和37	
(中略)					
樗木段住宅	霧島市福山町福山5150番地36	簡易耐火構造 平家建	5	昭和49	
	霧島市福山町福山5150番地36	簡易耐火構造 平家建	20	昭和50	
	霧島市福山町福山5150番地36	簡易耐火構造 平家建	12	昭和51	
	霧島市福山町福山5150番地36	簡易耐火構造 平家建	8	昭和52	
	霧島市福山町福山5150番地36	簡易耐火構造 平家建	14	昭和53	
	霧島市福山町福山5150番地33	簡易耐火構造 平家建	16	昭和54	
(中略)					

	霧島市牧園町宿窪田614番地	簡易耐火構造 平家建	16	昭和49	
	霧島市牧園町宿窪田614番地	簡易耐火構造 平家建	5	昭和51	
(中略)					
大窪団地	霧島市霧島大窪1340番地	簡易耐火構造 平家建	16	昭和40	
	霧島市霧島大窪1340番地	簡易耐火構造 平家建	4	昭和44	
(中略)					
新川6住宅地	霧島市隼人町住吉596番地	木造平家建	6	昭和37	
(中略)					
樗木段住宅	霧島市福山町福山5150番地36	簡易耐火構造 平家建	5	昭和49	
	霧島市福山町福山5150番地36	簡易耐火構造 平家建	20	昭和50	
	霧島市福山町福山5150番地36	簡易耐火構造 平家建	20	昭和51	
	霧島市福山町福山5150番地36	簡易耐火構造 平家建	8	昭和52	
	霧島市福山町福山5150番地36	簡易耐火構造 平家建	14	昭和53	
	霧島市福山町福山5150番地33	簡易耐火構造 平家建	16	昭和54	
(中略)					

議案第37号 霧島市後期高齢者医療に関する条例（平成20年霧島市条例第19号）の一部改正について

改正後	改正前
(市において行う事務)	(市において行う事務)
第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政	第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政

<p>令第318号) 第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号) 第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1) 広域連合条例第2条の葬祭費の支給に係る申請書の提出の受付</p> <p>(2) 広域連合条例第17条の保険料の額に係る通知書の引渡し</p> <p>(3) 広域連合条例第18条第2項の保険料の徴収猶予に係る申請書の提出の受付</p> <p>(4) 広域連合条例第18条第2項の保険料の徴収猶予の申請に対する鹿児島県後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し</p> <p>(5) 広域連合条例第19条第2項の保険料の減免に係る申請書の提出の受付</p> <p>(6) 広域連合条例第19条第2項の保険料の減免の申請に対する鹿児島県後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し</p> <p>(7) 広域連合条例第20条本文の申告書の提出の受付</p> <p><b><u>(8) 広域連合条例第2条の第1項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u></b></p> <p><u>(9)</u> 前各号に掲げる事務に付随する事務</p>	<p>令第318号) 第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号) 第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1) 広域連合条例第2条の葬祭費の支給に係る申請書の提出の受付</p> <p>(2) 広域連合条例第17条の保険料の額に係る通知書の引渡し</p> <p>(3) 広域連合条例第18条第2項の保険料の徴収猶予に係る申請書の提出の受付</p> <p>(4) 広域連合条例第18条第2項の保険料の徴収猶予の申請に対する鹿児島県後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し</p> <p>(5) 広域連合条例第19条第2項の保険料の減免に係る申請書の提出の受付</p> <p>(6) 広域連合条例第19条第2項の保険料の減免の申請に対する鹿児島県後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し</p> <p>(7) 広域連合条例第20条本文の申告書の提出の受付</p> <p><b><u>(新設)</u></b></p> <p>(8) 前各号に掲げる事務に付随する事務</p>
--	---

議案第38号 霧島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年霧島市条例第45号)の一部改正について

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。)をもってこれに代えることができる。</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市<b><u>若しくは同法第252条の22第1項の中核市</u></b>の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>4、5 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。)をもってこれに代えることができる。</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市_____の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>4、5 略</p>

議案第39号 霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

第1条関係 霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年霧島市条例第46号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2、3 略</p> <p>4 市長は、<u>次のいずれかに該当する</u>  <u>ときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p><u>(1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるような必要な措置を講じているとき。</u></p> <p><u>(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）</u></p> <p>5 前項（<u>第2号に該当する場合に限る。</u>）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）</p> <p>(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うこと</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2、3 略</p> <p>4 市長は、<u>家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号</u>の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>5 前項 _____ の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）</p> <p>(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うこと</p>

<p>に要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの (職員)</p> <p>第23条 略</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者</p> <p>(2) 法第18条の5各号及び法<b>第34条の20第1項第3号</b>のいずれにも該当しない者</p> <p>3 略</p> <p>(居宅訪問型保育事業)</p> <p>第37条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市長が認める乳幼児に対する保育</p>	<p>に要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの (職員)</p> <p>第23条 略</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者</p> <p>(2) 法第18条の5各号及び法<b>第34条の20第1項第4号</b>のいずれにも該当しない者</p> <p>3 略</p> <p>(居宅訪問型保育事業)</p> <p>第37条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合 _____ への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市長が認める乳幼児に対する保育</p>
---	---

## 第2条関係 霧島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年霧島市条例第47号)の一部改正について

改正後	改正前
<p>第1条～第13条 略</p> <p>(施設型給付費等の額に係る通知等)</p> <p>第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下同じ。)の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p>	<p>第1条～第13条 略</p> <p>(施設型給付費等の額に係る通知等)</p> <p>第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下同じ。)の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p>



2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した**特定教育・保育提供証明書**を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。)

(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び**同条第11項**の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項

(3) 略

(4) 略

第16条～第41条 略

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から**第5項まで**において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。**以下この条において同じ。**)を提供すること。

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、

2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した**特定教育・保育を提供したことを証する書類**を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。)

(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び**同条第9項**の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項

(3) 略

(4) 略

第16条～第41条 略

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項\_\_\_\_\_において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう\_\_\_\_\_。)を提供すること。

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、

第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- (2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

- (1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)
- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき
- (2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)

5 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

6 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、第1項各号列記以外の部分の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

7 事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項各号列記以外の部分の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第4条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項各号列記以外の部分の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

9 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

第49条～第53条 略

附 則

（施行期日）

第1条～第3条 略

（連携施設に関する経過措置）

第4条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項各号列記以外の

2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては

\_\_\_\_\_、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

3 事業所内保育事業を行う者であつて、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項各号列記以外の部分の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

（新設）

4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

第49条～第53条 略

附 則

（施行期日）

第1条～第3条 略

（連携施設に関する経過措置）

第4条 特定地域型保育事業者 \_\_\_\_\_ は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項各号列記以外の

部分の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

部分の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

### 第3条関係 霧島市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例（平成27年霧島市条例第13号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>(利用者負担額)</p> <p>第2条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する<u>教育・保育給付認定保護者</u>の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額は、それぞれ当該規定の政令で定める額を限度として、規則で定める。</p> <p>2 法附則第6条第4項に規定する額は、規則で定める。</p>	<p>(利用者負担額)</p> <p>第2条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する<u>支給認定保護者</u>の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額は、それぞれ当該規定の政令で定める額を限度として、規則で定める。</p> <p>2 法附則第6条第4項に規定する額は、規則で定める。</p>

### 議案第40号 霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年霧島市条例第31号）の一部改正について

改正後		改正前	
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）	
機関	事務	機関	事務
1 市長	霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条例（平成17年霧島市条例第150号）によるひとり親家庭医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	1 市長	霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条例（平成17年霧島市条例第150号）によるひとり親家庭医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第278号）による霧島市営単独住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	2 市長	霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第278号）による霧島市営単独住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	霧島市子ども医療費助成条例（平成17年霧島市条例149号）による子ども医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	3 市長	霧島市子ども医療費助成条例（平成17年霧島市条例149号）による子ども医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	霧島市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱（平成20年霧島市告示第31号）による小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付に関する事務であって規則で定めるもの		

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条例によるひとり親家庭医療費助成に関する事務	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
2 市長	霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例による霧島市営単独住宅の管理に関する事務	住民票関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条例によるひとり親家庭医療費助成に関する事務	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
2 市長	霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例による霧島市営単独住宅の管理に関する事務	住民票関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは

		知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に いう知的障害者に関する情報であって規則 で定めるもの			知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に いう知的障害者に関する情報であって規則 で定めるもの
3 市長	霧島市子ども医療費助 成条例による子ども医 療費助成に関する事務 であって規則で定める もの	住民票関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保 険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職 員共済法（昭和33年法律第128号）、国家公 務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又 は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第 152号）による医療に関する給付の支給又は 保険料の徴収に関する情報であって規則で 定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるも の 霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条 例による医療費の助成に関する情報であっ て規則で定めるもの 霧島市重度心身障害者医療費助成条例（平成 17年霧島市条例第157号）による医療費の助 成に関する情報であって規則で定めるもの	3 市長	霧島市子ども医療費助 成条例による子ども医 療費助成に関する事務 であって規則で定める もの	住民票関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保 険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職 員共済法（昭和33年法律第128号）、国家公 務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又 は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第 152号）による医療に関する給付の支給又は 保険料の徴収に関する情報であって規則で 定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるも の 霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条 例による医療費の助成に関する情報であっ て規則で定めるもの 霧島市重度心身障害者医療費助成条例（平成 17年霧島市条例第157号）による医療費の助 成に関する情報であって規則で定めるもの
4 市長	霧島市小児慢性特定疾 病児童日常生活用具給 付事業実施要綱による 小児慢性特定疾病児童 日常生活用具給付に関 する事務であって規則 で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるも の			